

# 新たな化学物質管理に取り組みましょう

(化学物質対策のポイントについて)

## 法改正の背景

我が国の化学物質管理は「法令順守型」と呼ばれる特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきました。現在、工場等で日常的に使用されている物質は数万に上り、その用途もさまざまであり、労働災害の多くは、対策が遅れている小規模事業場で規制対象物質以外の物質により発生しており、従来の「法令順守型」による管理の限界といえる状況になっています。また、危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されておらず、世界ではGHS（化学品の情報・世界調和システム【国連文書】）により分類された化学物質全てについて、リスクアセスメント実施が義務となっており、我が国は、国際的な流れに遅れています。以上のことから、これまでの「法令順守型」から「自律的な管理」へ舵をきる流れとなりました。

## 化学物質管理の全体の流れ

化学物質対策って具体的に何をすればよいの…？



- SDSで危険有害性把握
- リスクアセスメント
- 対策・発散抑制設備等
  - ・作業の見直し
  - ・保護具の使用
- 労働者への周知、教育
- 労働災害が発生した場合の対応



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ安全対策

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。

### ラベルの確認

事業者は

SDSを入手  
↓  
SDSを確認

危険性・有害性に応じた  
リスクアセスメント  
を行う

労働者は

ラベルの中身を知りましょう  
↓  
危険性・有害性を確認

●リスクアセスメントの結果を確認  
●安全に取り扱う

## 1 ラベル・SDS及び作業現場の確認

「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

SDS (安全データシート) 区分1 (有害性 大) 区分5 (有害性 小)

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

### 「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品名称) △△△製品 〇〇〇〇

(絵表示)   (注意喚起語) **危険**

(危険有害性情報)  
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒

(注意書き) **取扱い注意** (供給者の特定)  
・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる



- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報       | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約 (GHS分類) | 10 安定性および反応性  |
| 3 組成および成分情報        | 11 有害性情報      |
| 4 応急処置             | 12 環境影響情報     |
| 5 火災時の措置           | 13 廃棄上の注意     |
| 6 漏出時の措置           | 14 輸送上の注意     |
| 7 取扱いおよび保管上の注意     | 15 運用法令       |
| 8 ばく露防止および保護措置     | 16 その他の情報     |

 <b>【炎】</b> 可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	 <b>【円上の炎】</b> 支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	 <b>【爆弾の爆発】</b> 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
 <b>【腐食性】</b> 金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	 <b>【ガスボンベ】</b> 高圧ガス	 <b>【どくろ】</b> 急性毒性 (区分1~3)
 <b>【感嘆符】</b> 急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	 <b>【環境】</b> 水生環境有害性	 <b>【健康有害性】</b> 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

図の出典：厚生労働省「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」



独立行政法人 労働者健康安全機構

広島産業保健総合支援センター

# SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

・通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。**例）・接着用途に限る・推奨用途以外への使用禁止**

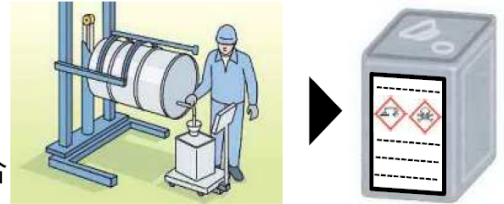
・成分の含有量は、原則として、**重量%（wt %）**の記載が必要となります。**R6.4.1施行**

・「人体に及ぼす作用（**有害性情報**）」を**定期（5年以内に1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

## 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



## 電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

## 2 リスクアセスメントを実施し、労働者に結果を周知しましょう。

### リスクアセスメント支援ツール

- (1) **CREATE-SIMPLE** (クリエイト・シンプル)
- (2) 作業別モデル対策シート
- (3) 実測法 (リアルタイムモニター) 他



※**濃度基準値設定物質**について、**ばく露基準値以下とすることが義務付けられており、クリエイト・シンプルや個人ばく露測定等を組み合わせて行うことが効果的**です。

### リスクアセスメントの手順



ラベルに絵表示があったら・・・



個人ばく露測定

- ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定
- ステップ2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り
- ステップ3 リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
- ステップ4 リスク低減措置の実施
- ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメント

## 職場のあんぜんサイト

化学物質 リスクアセスメント 検索



リスクアセスメント支援ツールQRコード

職場の安全を応援する情報発信サイト/

### 職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 化学物質のリスクアセスメント実施支援

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて  
詳しくはこちら

リスクアセスメント支援ツール  
詳しくはこちら

リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援  
詳しくはこちら

関連ページ  
詳しくはこちら

### <厚生労働省作成のツール>

作業別モデル対策シート	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや馴染み感を優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せずに作業毎に代表的な対策を記載。平成31年3月に初じん作業を中心に拡充、更新を行った。 【初級】	作業別モデル対策シート
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	有害性・危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、取扱いによる健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	マニュアル 設計基準 CREATE-SIMPLE ver3.0.3 (2024.7更新)
リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック	有害性	簡易な化学物質の空气中濃度測定法のひとつであるリアルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手法のガイドブック。リアルタイムモニターの活用事例やSDS交付義務対象物質のうちリアルタイムモニターで検知可能な化学物質の一覧やリアルタイムモニターの原理などについても整理されている。Microsoft Excelを活用した評価ツールに測定結果を入力することで、簡便にリスクの見積もりが可能。改訂第2版では、発原編（リアルタイムモニターを用いた混合物の評価）を追加。 【中級】	ガイドブック 改訂第2版 支援ツール操作マニュアル クイックスタートマニュアル 支援ツール ver.2.0





## 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。 **(R6.4.1施行)**



『皮膚刺激性有害物質』  
皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



『皮膚吸収性有害物質』  
皮膚から吸収され健康障害を  
引き起こしうる化学物質

### ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

適切な保護具を選択し、保護具の使用状況の管理や保守管理を行うため、

- ▶▶ 保護具着用管理責任者を選任しましょう。 **(リスクアセスメント結果に基づく措置の場合、義務)**

皮膚や眼に損傷を与える物質は、身体に触れないよう取り扱います。

- ▶▶ 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用しましょう。

防じんマスク、防毒マスク、化学防護手袋などの保護具を使う場合は、

- ▶▶ 十分な効果を得るために以下の注意が必要です。

- ☑ 化学物質の性質やばく露の程度に見合った製品を選ぶ
- ☑ 保護具を支給するだけでなく、保護具を着用する理由、正しい使い方を繰り返し教育する
- ☑ もれのないように正しく装着する
- ☑ きちんと手入れや内側のふき取りを行い、使用限度を超えた物は交換する



## 5 自律的管理に向け、化学物質管理者等を選任しましょう。

### 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます



#### 化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

#### 【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

#### 【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

**(R6.4.1施行)**

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

#### 衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

#### 雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種